

東京食品販売国民健康保険組合
理事長 鵜飼良平

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による 保険料の減免について

平素は、当国保組合の事業運営に格別のご協力とご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）及び「補正予算（案）」において「新型コロナウイルスの影響に伴う国民健康保険料、介護保険料の減免を行った市町村等に財政支援」が盛り込まれ、12月20日に補正予算が成立しました。

これにより厚生労働省は、12月20日国民健康保険料の減免に対する財政支援を各国保組合へ通知しました。

当組合ではこの通知により保険料の減免を下記の要領で実施することといたしました。

記

1. 減免の対象となる期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に納期限が設定されている保険料

2. 減免の対象となる方(世帯)および減免割合(月数)

(1) 令和3年度中に新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡した世帯 → **全部**

(2) 令和3年度中に新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が重篤な傷病を負った世帯 → **全部**

※重篤な傷病とは、1ヶ月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い症状をいいます

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の令和3年の収入が前年(令和2年)に比べて10分の3以上減少した世帯 → **全部もしくは一部**

詳しくは別紙(減免の対象となる方の申請について)をご覧ください。